

島根県指定構造計算適合性判定機関指定基準

第1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により島根県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の指定に係る要件その他必要な事項については、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定基準（以下「指定基準」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

第2 指定要件

機関の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 法、令、規則、指定機関省令及び指定基準に定める規定に適合すること。
- (2) 島根県内全域を業務区域とすること。
- (3) 県内に置かれた事務所で判定を行う機関とする。ただし、床面積の合計が 2,000 m² を超える建築物の判定を行う場合は、この限りではない。

第3 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 島根県指定構造計算適合性判定機関指定基準（平成 19 年 6 月 1 日施行）は廃止する。